

「子ども・被災者生活支援法」の成立

— 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律 —

国土交通委員会調査室 せんずい たけひろ
泉水 健宏

1. はじめに

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（以下「子ども・被災者生活支援法案」という。なお、成立後については、「子ども・被災者生活支援法」という。）

（参議院東日本大震災復興特別委員長提出、参第 22 号）が平成 24 年 6 月 21 日衆議院本会議で可決成立し、公布の日（6 月 27 日）から施行された。

本法は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分解明されていないこと等のため、被災者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を推進することを内容とするものである。

本稿では、法律案提出の経緯と審議の経過、法律の概要、主な国会論議等について見ていくこととしたい。

2. 法律案提出の経緯と審議の経過

平成 23 年 3 月に発生した東京電力原子力事故の被災者の生活支援については、政府、福島県等により様々な対策が検討・実施されている。（例えば、福島県による県民健康管理調査及び子どもの医療費無料化事業について表 1、2 参照）。

しかしながら、東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、東京電力原子力事故による被害から子どもを保護するための施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める必要があるとして、平成 24 年 3 月 14 日、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、みんなの党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び新党改革の共同提案による議員立法として「平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案」（参第 8 号）が提出された。

一方、被災者は、健康上の不安を抱えるとともに生活上の負担を強いられており、被災

表 1 福島県県民健康管理調査の概要

1. 実施主体	福島県														
2. 調査の概要	「基本調査」と「詳細調査」により構成。調査結果は、データベース化を図り、長期的に管理。														
<table border="1"> <tr> <td><基本調査></td> <td>対象者：平成 23 年 3 月 11 日時点での県内居住者 方 法：自記式質問票 内 容：3 月 11 日以降の行動記録（被ばく線量の推計評価）</td> </tr> <tr> <td><詳細調査></td> <td> <table border="1"> <tr> <td>甲状腺検査（18 歳以下の全県民（県外避難者を含む）に順次実施）</td> <td>内 容：甲状腺超音波検査（3 年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査）</td> </tr> <tr> <td>健康診査（既存の検診を活用）</td> <td>対象者：避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方 内 容：一般健診項目＋白血球分画等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象者：避難区域等以外の住民 内 容：一般健診項目</td> </tr> <tr> <td colspan="2">こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民への質問紙調査）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">妊産婦に関する調査（平成 22 年 8 月 1 日～ 23 年 7 月 31 日の母子健康手帳交付者への質問紙調査）</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		<基本調査>	対象者：平成 23 年 3 月 11 日時点での県内居住者 方 法：自記式質問票 内 容：3 月 11 日以降の行動記録（被ばく線量の推計評価）	<詳細調査>	<table border="1"> <tr> <td>甲状腺検査（18 歳以下の全県民（県外避難者を含む）に順次実施）</td> <td>内 容：甲状腺超音波検査（3 年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査）</td> </tr> <tr> <td>健康診査（既存の検診を活用）</td> <td>対象者：避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方 内 容：一般健診項目＋白血球分画等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象者：避難区域等以外の住民 内 容：一般健診項目</td> </tr> <tr> <td colspan="2">こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民への質問紙調査）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">妊産婦に関する調査（平成 22 年 8 月 1 日～ 23 年 7 月 31 日の母子健康手帳交付者への質問紙調査）</td> </tr> </table>	甲状腺検査（18 歳以下の全県民（県外避難者を含む）に順次実施）	内 容：甲状腺超音波検査（3 年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査）	健康診査（既存の検診を活用）	対象者：避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方 内 容：一般健診項目＋白血球分画等		対象者：避難区域等以外の住民 内 容：一般健診項目	こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民への質問紙調査）		妊産婦に関する調査（平成 22 年 8 月 1 日～ 23 年 7 月 31 日の母子健康手帳交付者への質問紙調査）	
<基本調査>	対象者：平成 23 年 3 月 11 日時点での県内居住者 方 法：自記式質問票 内 容：3 月 11 日以降の行動記録（被ばく線量の推計評価）														
<詳細調査>	<table border="1"> <tr> <td>甲状腺検査（18 歳以下の全県民（県外避難者を含む）に順次実施）</td> <td>内 容：甲状腺超音波検査（3 年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査）</td> </tr> <tr> <td>健康診査（既存の検診を活用）</td> <td>対象者：避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方 内 容：一般健診項目＋白血球分画等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>対象者：避難区域等以外の住民 内 容：一般健診項目</td> </tr> <tr> <td colspan="2">こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民への質問紙調査）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">妊産婦に関する調査（平成 22 年 8 月 1 日～ 23 年 7 月 31 日の母子健康手帳交付者への質問紙調査）</td> </tr> </table>	甲状腺検査（18 歳以下の全県民（県外避難者を含む）に順次実施）	内 容：甲状腺超音波検査（3 年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査）	健康診査（既存の検診を活用）	対象者：避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方 内 容：一般健診項目＋白血球分画等		対象者：避難区域等以外の住民 内 容：一般健診項目	こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民への質問紙調査）		妊産婦に関する調査（平成 22 年 8 月 1 日～ 23 年 7 月 31 日の母子健康手帳交付者への質問紙調査）					
甲状腺検査（18 歳以下の全県民（県外避難者を含む）に順次実施）	内 容：甲状腺超音波検査（3 年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査）														
健康診査（既存の検診を活用）	対象者：避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方 内 容：一般健診項目＋白血球分画等														
	対象者：避難区域等以外の住民 内 容：一般健診項目														
こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民への質問紙調査）															
妊産婦に関する調査（平成 22 年 8 月 1 日～ 23 年 7 月 31 日の母子健康手帳交付者への質問紙調査）															
3. 実施方法	福島県民健康管理基金（健康管理事業や除染を実施するために福島県に造成された基金）により実施														
4. 根拠法規	福島復興再生特別措置法第 26 条 ¹														

（出所）福島県資料等より作成

表 2 福島県子どもの医療費助成事業の概要

1. 実施主体	福島県内の市町村
2. 補助対象者	小学校 4 年生から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者で、県内の市町村に住所を有する者 ※ 現在県内の全市町村で小学校 3 年生までの医療費について助成を実施していることから、現行制度と新たな制度を組み合わせることにより、18 歳以下の県民の医療費無料化を図る。
3. 補助率	10/10（福島県が全額補助）
4. 補助要件	なし
5. 実施時期	平成 24 年 10 月 1 日から
6. 実施方法	福島県民健康管理基金により実施

（出所）福島県資料等より作成

1 福島復興再生特別措置法第 26 条（健康管理調査の実施）

福島県は、福島復興再生基本方針に基づき、平成 23 年 3 月 11 日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者に対し、健康管理調査（被ばく放射線量の推計、子どもに対する甲状腺がんに関する検診その他の健康管理を適切に実施するための調査をいう。）を行うことができる。

者の生活支援等に関する施策を推進し、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、当該施策の基本となる事項を定める必要があるとして、平成24年3月28日、民主党・新緑風会による議員立法として「東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案」（参第13号）が提出された。

両法律案は、それぞれ3月29日、参議院東日本大震災復興特別委員会で趣旨説明の聴取が行われたが、被災者支援という観点で重なり合う部分も多く、両法律案を統合等するための与野党協議が行われ、与野党間で合意が得られた。

これを受け、6月14日、東日本大震災復興特別委員会において、両法律案が撤回されるとともに、与野党合意に基づく「子ども・被災者生活支援法案」草案の趣旨説明、質疑が行われ、全会一致をもって本草案を委員会提出の法律案として提出することと決定した。翌6月15日の参議院本会議において、「子ども・被災者生活支援法案」は全会一致で可決、衆議院に提出された。

同法律案は、6月19日、衆議院東日本大震災復興特別委員会において質疑の後、全会一致で可決され、6月21日の衆議院本会議において全会一致をもって可決成立した。

3. 法律の概要

「子ども・被災者生活支援法」は、子どもに特に配慮して行う被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者（「一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者」をいう。以下同じ。）の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とするが、その主な内容は表3のとおりである。

4. 主な国会論議

「子ども・被災者生活支援法案」は、参議院東日本大震災復興特別委員長提出の法律案であり、参議院の委員会質疑は、13名から成る草案提出者、復興大臣及び政府参考人に対し行われ、衆議院の委員会質疑は、9名から成る参議院東日本大震災復興特別委員長代理人、復興大臣、文部科学大臣、環境副大臣及び経済産業大臣政務官に対し行われた。なお、委員長代理人のほとんどは草案提出者と重なっている。ここでは、主な国会論議について、法律全般に関する論議と個別の条文に関する論議に分け、整理することとしたい。

<法律全般に関する論議>

（1）法律案のポイント

「子ども・被災者生活支援法案」のポイントについて、草案提出者から、野党案が持っていた子ども、妊婦への特別の配慮が行われるべきという理念を重視しつつ、与党案の特徴である被災者一人一人が居住、移動、帰還について自らの意思で選択することを支援する施策を幅広く講じること、つまり自己決定を支えるために必要な施策を講ずることを求める法案となっている旨の答弁が行われた²。

2 第180回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第8号3頁（平24.6.14）

表3 子ども・被災者生活支援法の概要

<p>○ 基本理念(第2条関係)</p> <p>①被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならないこと、②被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならないこと、③被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、胎児を含む子どもが放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならないこと等の、被災者生活支援等施策の基本理念を定める。</p>
<p>○ 国の責務(第3条関係)</p> <p>国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、被災者の生活支援等に関する施策を総合的に策定し、被災者に提示し、及び実施する責務を有する。</p>
<p>○ 基本方針(第5条関係)</p> <p>政府は、被災者生活支援等施策の基本理念にのっとり、その推進に関する基本的な方針を定めなければならない。</p>
<p>○ 除染の継続的かつ迅速な実施(第7条関係)</p> <p>国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずる。</p>
<p>○ 被災者への支援(第8条～第11条関係)</p> <p>国は、支援対象地域及び支援対象地域以外の地域で生活する被災者、支援対象地域以外の地域から帰還する被災者並びに避難指示区域から避難している被災者の主体的な生活を支援するため、①食の安全及び安心の確保に関する施策、②子どもの学習等の支援に関する施策、③就業の支援に関する施策、④家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策等必要な施策を講ずる。</p>
<p>○ 放射線による健康への影響に関する調査(第13条第2項関係)</p> <p>国により、東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者等に係る健康診断については、生涯にわたり実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられる。</p>
<p>○ 医療の提供(第13条第3項関係)</p> <p>国は、被災者たる子ども及び妊婦が、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病を除いた医療を受けたときに負担すべき費用について、その負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずる。</p>

(出所) 法律案要綱を基に筆者作成

(2) 法律の主務官庁

「子ども・被災者生活支援法案」の中に主務官庁、主務大臣が明記されていない理由は何か、施策の責任主体となる主務官庁がはっきりしないと施策実施に至るまでに実効性が弱まる懸念があるとの質問がなされた。これに対し、委員長代理者から、政府全体で取り

組んでもらいたいとの思いがあること、個々の施策の内容から所管する省庁や中心となる省庁は明らかになることから、特に主務官庁を明記しなくても足りると考えた、もっとも、基本方針については、復興庁が、東日本大震災復興基本法第2条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務にしており（復興庁設置法第3条）、中心的な役割を果たしてもらいたい旨答弁がなされた³。

平野復興大臣も、本法律案が成立すれば、復興庁がまずこの基本方針を定めることになるだろうと想定をしている、あらゆる施策が政府を挙げて取り組むことであるから、各省が持っている施策を責任を持って実行してもらい、その全体の調整は復興庁が担うという形でこの法律を運用していくのが良いと思っている旨答弁を行った⁴。

（3）法律案成立後の課題

法律案成立後の課題について質問がなされ、草案提出者から、法律が成立したら、その趣旨を結果に出せるように、各施策の具体化やその財源の確保が重要になってくる、草案提出者で福島県を始めとした被災地に出かけ、タウンミーティングを開き、被災者の意見を聞いて、この法律がしっかりと被災者の元に根付いているか、届いているかということを確認したい旨の答弁があった⁵。

さらに、「子ども・被災者生活支援法案」がプログラム法案という形になり、支援対象地域への具体的な支援メニューが法律案に明記されず、具体的には政府の今後の検討に委ねられることになったことを懸念する質問がなされた。この点に関し委員長代理者から、法律を施行するのは政府であるが、これを全て政府に委ねるままにするつもりはなく、具体的なプログラムになっていないことを反対に利用して、被災者の声、自治体の声がしっかりと伝わって、そのニーズに応じてプログラムが立てられていくような法律に育てていきたい旨答弁がなされた⁶。

（4）福島復興再生特別措置法との関係

「子ども・被災者生活支援法案」と「福島復興再生特別措置法」（原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定める法律）とのすみ分けが議論となった。この点に関し草案提出者から、「福島復興再生特別措置法」は福島という地域の復興及び再生に重点を置いたものとなっている、これに対して、「子ども・被災者生活支援法案」は、東京電力原子力事故による健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられている被災者の生活を守り支える必要があるとの考え方に立ち、被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めたものであるため、両者は観点を異にしている旨の答弁があった⁷。

3 第180回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第7号7頁（平24.6.19）

4 第180回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第7号8頁（平24.6.19）

5 第180回国会参議院東日本大震災復興特別委員会議録第8号5頁（平24.6.14）

6 第180回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第7号3頁（平24.6.19）

7 第180回国会参議院東日本大震災復興特別委員会議録第8号3頁（平24.6.14）

<個別の条文に関する論議>

(1) 基本理念(第2条関係)

第2条の基本理念に、被災者へのいわれなき差別に対する配慮(第4項)が規定された趣旨と具体的な施策が問われた。これに対し、委員長代理者は、この法案では、支援対象地域から他の地域に移動する被災者、避難指示区域から避難している被災者に対し、移動、避難先の地域での生活を支援する施策を講ずることとしているが、移動、避難先の地域の住民、地方公共団体の協力がなければ、当該施策を講ずることは困難である、これらの協力を得るためには、いわれなき差別が生じることのない環境を作っておく必要があり、そのことを明確に示すため、第2条第4項を規定することとした、特に第18条では、放射線等について国民の理解を深めるための施策を講ずるものとしており、差別の防止に資するものと考えている、例えば、学校教育における放射線に関する教育、人権教育の推進など、必要な教育及び啓発を行うことが考えられる旨答弁を行った⁸。

(2) 国の責務(第3条関係)

第3条で国の責任が規定された趣旨について質問がなされた。これに対し、草案提出者から、原子力災害によって国民の生命そして身体及び財産に危険が生じる場合には、国にはそれらを保護する使命があり、そのために必要な施策を講ずることが求められている、加えて、国がこれまで原子力政策を推進してきたことから、国は今回の事故について社会的な責任を負っていると考えられる、今回の事故のため、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられている方々の支援については、これらの二つの要素が相まって国として責務を負っており、第3条第1項でそのことを明確にしている、なお、国の責務が規定されたことによって事故の直接の原因者である東京電力の第一義的責任がいささかも軽減されるものではない旨答弁がなされた⁹。

(3) 基本方針(第5条関係)

ア 閣議決定の必要性

基本方針に係る国の責任を明確にするため閣議の決定を求めるべきとの質問がなされた。これに対し委員長代理者から、内閣としての意思決定と責任を明確にすべきであり、基本方針については閣議決定を経ることが望ましいとの答弁が行われた¹⁰。

また、平野復興大臣から、この法案の趣旨、法案提出者の意向、委員会での議論等を踏まえ、きちんと対応したい旨答弁がなされた¹¹。

イ 施策の推進に関し必要な計画に関する事項

基本方針に施策の推進に関し必要な計画に関する事項を含むこととした(第5条第2項第3号)具体的な目的について質問がなされた。これに対し、草案提出者から、行政がスケジュールを立てて予算をきちんと組んでいくためには、政府が計画を立てていく

8 第180回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第7号8頁(平24.6.19)

9 第180回国会参議院東日本大震災復興特別委員会議録第8号6頁(平24.6.14)

10 第180回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第7号9頁(平24.6.19)

11 第180回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会議録第7号9頁(平24.6.19)

ことが必要との認識で計画に関する条項を設けた旨の答弁がなされた¹²。

ウ 基本方針に対する最終的な責任

復興庁は、その位置付け上、基本方針に対する最終的な責任、つまり、基本方針がその後いろいろな省庁にまたがりどうなるかチェックしたり、省庁に進言したりすることが求められるとの質問が行われた。これに対し、平野復興大臣から、その方向で、ぜひ復興庁は役割を果たしたい旨答弁がなされた¹³。

(4) 支援対象地域の設定 (第8条関係)

支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である区域）の設定の在り方について質問がなされた。これに対し、委員長代理者から、今般の事故に係る放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないという認識のもとにおいて、支援対象地域の設定の基準も、多様な事情を総合的に勘案して決めていく必要があると考えられる、被災者となり得る住民等の意見を聞くほか、関係地方公共団体の長から意見を聞くことなどにより、国民の理解が得られるような基準を設定することが重要であると考えている旨答弁が行われた¹⁴。

なお、本法施行後の参議院東日本大震災復興特別委員会において、平野復興大臣は、支援対象地域の設定基準に関し、検討に当たっては、法の目的や基本理念に沿い、被災者の不安の解消、安定した生活の実現、子供への配慮等の観点から、被災者の意見も踏まえつつ検討することが不可欠である、支援対象地域の決定については、できるだけ早く決定することが大事ではないかと考えている旨答弁しており¹⁵、今後の動向が注目される。

(5) 被災者生活支援等施策 (第8条～第11条関係)

被災者生活支援等施策として第8条から第11条に規定する施策は表4のとおりであり、次のような質疑が行われた。

ア 医療の確保

支援対象地域で生活する被災者への支援として医療の確保があるが、被災地では病院等の経営が成り立たない状況になっている、経営の維持について法律案はどのように考えているのかとの質問がなされた。これに対し、委員長代理者から、病院の経営が成り立たないと病院が潰れてしまい、医療の支援を受けることができなくなるわけであり、病院の経営支援も視野に入っているとの答弁がなされた¹⁶。

イ 家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援

家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援には、親が子どもに会いに来るための移動や宿泊費の支援も含まれるかとの質問がなされ、草案提出者から、会いたくてもお金がなくて会えない、家族と一緒に暮らすことが基本であるにもかかわらず月に

12 第180回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第8号7頁（平24.6.14）

13 第180回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会会議録第7号9頁（平24.6.19）

14 第180回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会会議録第7号8頁（平24.6.19）

15 第180回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第9号3頁（平24.8.3）

16 第180回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会会議録第7号7頁（平24.6.19）

表 4 被災者生活支援等施策（第 8 条～第 11 条）の概要

<p>■支援対象地域で生活する被災者への支援（第 8 条）■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療の確保 ・子どもの就学等の援助 ・家庭、学校等における食の安全及び安心の確保 ・放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援 ・自然体験活動等を通じた心身の健康の保持 ・家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援 等
<p>■支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援（第 9 条）■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象地域からの移動の支援 ・移動先における住宅の確保 ・子どもの移動先における学習等の支援 ・移動先における就業の支援 ・移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑にできるようにするための施策 ・支援対象地域の地方公共団体との関係の維持 ・家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援 等
<p>■支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援（第 10 条）■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰還先への移動の支援 ・帰還先における住宅の確保 ・帰還先における就業の支援 ・帰還先の地方公共団体による役務の提供を円滑にできるようにするための施策 ・家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援 等
<p>■避難指示区域から避難している被災者への支援（第 11 条）■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東電による損害賠償の支払の促進等資金の確保 ・家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援 等

（出所）筆者にて作成

一回も会えない、そういった実情を踏まえて、家族と離れて暮らすこととなった子どもに関する施策は、被災者の意見をしっかりと反映しつつ、国民の理解が得られる形で適切な措置が講じられるものと期待している旨答弁があった¹⁷。

（6）放射線による健康への影響に関する調査（第 13 条第 2 項関係）

第 13 条第 2 項の放射線による健康への影響に関する調査（定期的な健康診断等）と福島復興再生特別措置法第 26 条に規定する福島県県民健康管理調査との関係について質問が行われた。この点に関し、草案提出者より、この草案が成立すれば、福島県民以外の被災者についても国によって必要な施策が講じられることになる、現に行われている福島県の健康管理調査と福島県以外で実施される健康調査の内容が不統一という事態が生じることは好ましいものではなく、第 13 条第 2 項に基づいて国が適切に必要な施策を講ずることによって、福島県の内外を問わず被災者は同じ内容の健康調査を受けることができるよ

17 第 180 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 8 号 13 頁（平 24.6.14）

うになるものと考えている、子どもに対する生涯にわたる健康診断の実施についても、国が必要な財政上の措置を講ずることなど、第 13 条第 2 項に基づいて必要な施策を講ずることになる旨答弁がなされた¹⁸。

放射線による健康への影響に関する調査については、今後、具体的な制度設計が議論になると思われるが、現行の福島県県民健康管理調査との関係を含め、その在り方が検討課題になるものと考えられる。

(7) 医療の提供 (第 13 条第 3 項関係)

ア 子どもと妊婦に関する医療費の減免

子どもと妊婦の医療費を減免する理由が問われた。この点に関し、委員長代理者から、胎児を含む子どもについては特に放射線による健康被害や影響を受けやすいと認識しており、妊婦と子どもが医療を受けやすくすることで、健康への不安を解消するとともに子どもの健康管理を行い、子どもの健康被害を未然に防止することを考えて、被災者たる子ども及び妊婦について医療費の自己負担を減免するために国が必要な施策を講ずることを明示したとの答弁が行われた¹⁹。

さらに、子どもや妊婦以外の被災者の医療費の減免について、委員長代理者から、第 13 条第 3 項は、国は、「その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずる」と規定しており、子どもや妊婦以外の被災者についても、医療費を減免する施策が講ぜられるケースもあり得ると考えているとの答弁もなされた²⁰。

イ 医療費減免の基準

医療費の減免になる傷病の基準について質問が行われた。これに対し委員長代理者から、明らかに放射線災害、原発災害と無関係であるといえない限りは、救済してしかるべきである、その上で、医師に診てもらったときに、関係の有無を医師が判断できない場合があるので、ガイドラインを定めることが一つの方法ではないかと考えている旨答弁が行われた²¹。

ウ 福島県子どもの医療費助成事業との関係

本法に基づく医療費減免と福島県子どもの医療費助成事業との関係が問われた。これに対し、草案提出者から、福島県の 18 歳以下の子どもの医療費の無償化は、無償となる医療の範囲に特定の限定はないが、無償化の措置を受け得る者は福島県内に居住する子どもに限定されている、第 13 条第 3 項で医療費の減免の対象となるのは被災者たる子ども及び妊婦とされており、必ずしも福島県内の子どもに限定されていない、ただし、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものになっている、このように両者は差異があるから、この草案の成立後は、第 13 条第 3 項に基づく医療費の減免に必要な施策として新たにどのような施策を講ずる

18 第 180 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 8 号 10 頁 (平 24. 6. 14)

19 第 180 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 7 号 12 頁 (平 24. 6. 19)

20 第 180 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 7 号 12 頁 (平 24. 6. 19)

21 第 180 回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 7 号 12 頁 (平 24. 6. 19)

かが今後の検討課題となる、新たな施策が講じられた場合の福島県の医療無償化の運用がどうなるかは福島県の判断によるが、両者の関係は適切に調整されていくものと理解している旨答弁がなされた²²。

医療費の減免については、今後、具体的な制度設計が課題になると思われるが、被災者の意向に十分沿いながら国民の理解を得られる制度にするためには、福島県の医療費助成事業と十分に調整を図りながら、適切なガイドラインの策定に向けた検討を行うことが課題となってくるものと考えられる。

5. おわりに

この法律は、被災者生活支援等施策の基本となる事項を定めるものであり、施策の具体化は行政庁が行うこととなっている。したがって、具体的な施策と既存の被災者支援施策との関係については今後検討していかなければならない部分も多い。本法が所期の目的を達し、被災者生活支援等施策の一層の進展が図られるよう、今後その運用を見ていく必要があるものと考えられる。

さらに、具体の施策を実効性の高いものにしていくためには、実態に十分に即した適切な基本方針を策定し、それを受けて各府省が具体的に行うべき施策を盛り込んでいくことが重要になってくるものと考えられる。本法施行後の参議院東日本大震災復興特別委員会で平野復興大臣は、基本方針については、今各府省とも連携しながらその策定を急がせているところである旨答弁しているが²³、被災者の不安を解消し、生活の安定に資するような基本方針の作成が、当面の政府の課題になってくるものと考えられる。

この法律により、被災者に対する生活支援の一層の充実が期待されるところである。

22 第 180 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 8 号 10 頁（平 24. 6. 14）

23 第 180 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 9 号 3 頁（平 24. 8. 3）